

## ◎国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(令和四年四月一三日法律第二二号) (衆)

### 一、提案理由 (令和四年三月一七日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の改正に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであります。

各法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院議院運営委員長報告 (令和四年四月六日)

○福岡資麿君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

最後に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案はそれぞれ全会一致をもって、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。